平成２３年（フ）第５９２号
埼玉県所沢市けやき台２丁目５番地の１　グランドールヤマト102、前住所埼玉県所沢市上新井２丁目44番地の１　サンヒルズ小手指102
債務者　榎木　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６００号
埼玉県川越市大字寺尾949番地７
債務者　北村　静江
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０１号
埼玉県新座市野火止１丁目13番26―501号
債務者　北村　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０４号
埼玉県富士見市羽沢１丁目13番14号
債務者　小原澤政義
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０７号
埼玉県川越市大字上戸81番地１
債務者　野村　　明
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３４３号
静岡県伊豆の国市南條1338―５、住民票上の住所静岡県伊豆市修善寺691番地の３
債務者　塩谷　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
北海道砂川市西６条南11丁目１番17号
債務者　前田　瑞恵
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
北海道滝川市西町８丁目３番30号　谷ＭＳ２号室
債務者　山口　和平
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
北海道滝川市西町８丁目３番30号　谷ＭＳ２号室
債務者　宿村　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
北海道砂川市西３条北18丁目１番２―26号
債務者　羽田　和子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
山形県鶴岡市鳥居町２番18号
債務者　小松　未来
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第９６号
新潟県村上市緑町２丁目６番18号
債務者　山口盛八郎
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１０４号
新潟県新発田市大栄町３丁目３番15号
債務者　池田　ミヨ
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１０５号
新潟県村上市大津1669番地11
債務者　宮島　典子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１３号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄1182番地
債務者　砂原　秀子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１４号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄1182番地
債務者　砂原　有也
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３０４号
愛知県岩倉市大市場町郷前334番地　ハーモニー丹羽101号
債務者　池尻嘉代子（旧姓平林）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県西脇市鹿野町516番地の１
債務者　上石　政紀
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで神戸地方裁判所社支部